

## 令和6年6月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項【訪問看護】

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、**令和6年6月1日**から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限は、**令和6年5月15日(水)**です。
- 訪問看護の**緊急時訪問看護加算については**、既存の届出内容が「**2 あり**」で事業所が新たな届出を行わなかった場合、6月からは、「**2 加算Ⅱ**」とみなす。**「3 加算Ⅰ」を算定する場合は、新たな加算の届出が必要となります。**
- 今回の改定で新設、又は新たな区分が設けられた次の加算について、届出がない場合は次のとおり処理します。

- ・**「高齢者虐待防止措置実施の有無」⇒「基準型」**
- ・**「専門管理加算」⇒「なし」**
- ・**「遠隔死亡診断補助加算」⇒「なし」**
- ・**「口腔連携強化加算」⇒「なし」**

従って、これらの加算を算定しない又は減算適用とならない場合で、他の加算等の内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。

なお、「業務継続計画未実施減算」については、令和6年度は減算を適用しないため、届出の必要はありません。

**※減算の要件に該当する施設・事業所は、必ず減算型である旨の体制届を提出する必要があります。**

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法人等の所在地・名称、代表者の職・氏名」欄を記入</li> <li>・「届出者」の名称・事務所の所在地、「代表者」の職・氏名・住所の欄と、「事業所」の所在地、「管理者」の氏名・住所の欄を、取り違えないよう注意</li> <li>・フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないよう注意</li> <li>・「実施事業」欄は、「訪問看護」、「介護予防訪問看護」に○印</li> <li>・「指定(許可)年月日」欄に記入</li> <li>・「異動等の区分」欄は、該当項目に✓印</li> <li>・「異動(予定)年月日」欄は、各月15日までに提出する場合は翌日1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入</li> <li>・「介護保険事業所番号」は、誤記入に注意</li> <li>・変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入 ※例えば、「○○○体制を追加」等と記入</li> </ul>
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2)、(別紙1-2-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業所番号」欄は、誤記入に注意</li> <li>・サテライト事業所がある場合は、サテライトごとに作成</li> <li>※新規指定の場合、事業所番号は記入不要</li> </ul>

上記の書類に加え、必要な書類を添付してください。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
高齢者虐待防止措置実施の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 減算型」、「2 基準型」のいずれかに✓しているか</li> </ul>
特別地域加算	必要な添付書類 なし ※対象地域に事業所が所在していること
中山間地域等における小規模事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（別紙2）</li> <li>※対象地域に事業所が所在していること</li> <li>※訪問看護は、1月当たりの平均延訪問回数が100回以下であること。</li> <li>介護予防訪問看護は、1月当たりの平均延訪問数が5回以下であること。</li> <li>※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能。</li> </ul>
緊急時（介護予防）訪問看護加算  特別管理加算  ターミナルケア加算 （介護予防訪問看護を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）</li> <li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）</li> <li>※24時間常時連絡できる体制を整備していることが分かるように記載する。（携帯電話等を持つ日に○印を付ける等）</li> </ul>
専門管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに✓しているか</li> <li>・「(別紙17) 専門管理加算に係る届出書」を添付</li> </ul>
遠隔死亡診断補助加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに✓しているか</li> <li>・「(別紙18) 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書」を添付</li> </ul>
看護体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護体制強化加算に係る届出書（（介護予防）訪問看護事業所）（別紙19）（別紙19、別紙19付表1、別紙19付表2）</li> </ul>
口腔連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに✓しているか</li> <li>・「(別紙11) 口腔連携強化加算に関する届出書」を添付</li> </ul>
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-2）</li> <li>※研修の実施等、加算の要件をすべて満たすこと。</li> <li>・サービス提供体制強化加算に係る確認表（別紙14-2付表）</li> </ul>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書（別紙15）</li> </ul>